

第六十一回国会 衆議院 内閣委員会議録 第二号

昭和四十四年二月十八日(火曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事 伊能繁次郎君 理事 塩谷 一夫君

理事 塚田 徹君 理事 八田 貞義君

理事 大出 俊君 理事 浜田 光人君

理事 受田 新吉君 理事 井出 一太郎君

赤城 宗徳君 葉梨 信行君

菊池 義郎君 三池 信君

古内 広雄君 淡谷 悠蔵君

三ツ林弥太郎君 木原 実君

稻村 隆一君 伊藤惣助丸君

平岡忠次郎君 鈴切 康雄君

出席國務大臣

外務大臣 愛知 揆一君

厚生大臣 斎藤 昇君

通商産業大臣 大平 正芳君

運輸大臣 原田 憲君

建設大臣 坪川 信三君

國務大臣 (總理府總務長官) 床次 徳二君

出席政府委員

宮内庁次長 瓜生 順良君

外務大臣官房長 齋藤 鎮男君

厚生大臣官房長 戸澤 政方君

通商産業大臣官房長 両角 良彦君

運輸大臣官房長 鈴木 瑠吉君

建設大臣官房長 志村 清一君

委員外の出席者

専門員 茨木 純一君

二月十四日

委員華山親義君辞任につき、その補欠として久保三郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君辞任につき、その補欠として華山親義君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員三ツ林弥太郎君及び華山親義君辞任につき、その補欠として江崎真澄君及び阪上安太郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員江崎真澄君及び阪上安太郎君辞任につき、その補欠として三ツ林弥太郎君及び華山親義君が議長の名で委員に選任された。

二月十三日

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

藤田委員長 これより会議を開きます。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

運輸省設置法の一部改正

第一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

第二十九条中「航空工学校」を「航空工学校」に改める。

第三十七条の三を第三十七条の四とし、第三十七條の二の次に次の一条を加える。

(運輸研修所)

第三十七條の三 運輸研修所は、運輸省の所管行政に係る事務を担当する職員等に対し、その職務を行なうのに必要な研修(他の所掌に属するものを除く)を行なう機関とする。

2 運輸研修所は、東京都に置く。

3 運輸研修所の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十八條第三項中第一項の表に掲げる附属機関のうち、「を削り、「同表」を「第二項の表」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項に掲げる」を「前三項の」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、本省の附属機関として都市交通審議会を置き、運輸大臣の諮問に応じて都市における交通に関する基本的な計画について調査審議することをその目的とする。

第三十八條第一項中「左の表」を「前項に定めるもののほか、次の表」に、「記載する通り」を「記載するもの(運輸政策審議会及び運輸技術審議会の設置の目的とする事項を除く。)」に改め、同項の表中中央船員職業安定審議会及び造船技術審議会の項を削り、海運企業整備計画審議会の項の次に次の一項を加え、海技審議会、海上安全審議会及び都市交通審議会の項を削る。

海上安全船員教育審議会

運輸大臣の諮問に応じて船舶の航行の安全その他海上保安に関する重要事項、船員教育に関する重要事項並びに水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)及び船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)に定める事項を調査審議すること。

第三十八條第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するものとする。

一

第一類第一号 内閣委員会議録第二号 昭和四十四年二月十八日

種類	目的
運輸政策審議会	運輸大臣の諮問に応じて、総合的輸送体系の樹立のための基本的な政策及び計画の策定その他運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の策定について調査審議すること。
運輸技術審議会	運輸大臣の諮問に応じて、運輸省の所管行政に関する技術の開発、改良及び普及に関する重要事項を調査審議すること。

第三十八条に次の一項を加える。

6 都市交通審議会は、昭和四十七年三月三十一日まで置かれるものとし、同日までは、運輸政策審議会は、都市交通審議会の設置の目的に係る事項について調査審議を行なわなければならないものとする。

第四十条第一項第二十二号の二及び第二十二号の三中「臨港倉庫業」を「倉庫業」に改める。

第四十四条及び第四十五条を次のように改める。

第四十四条及び第四十五条 削除

第五十一条第一項中第十六号及び第十六号の二を削り、第十六号の三を第十六号とする。

第五十五条を次のように改める。
(地方陸上交通審議会)
第五十五条 陸運局に、附属機関として地方陸上交通審議会を置く。

2 地方陸上交通審議会は、陸運局長の諮問に応じて陸運局の所掌事務に関する重要事項を調査審議することをその目的とする。

3 地方陸上交通審議会の組織、所掌事務、委員その他の職員については、運輸省令で定める。

第五十七条中「船員法」の下に、「船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)」を加える。
(船員職業安定法の一部改正)
第二条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。
日次中「船員職業安定審議会」を「船員労働委員会」の諮問等に改める。
第四章 船員労働委員会への諮問等
(船員労働委員会への諮問等)
第五十七条 この法律の施行に関するすべての重要事項については、運輸大臣は船員中央労働委員会の、海運局長は船員地方労働委員会の意見をきかなければならない。
2 船員労働委員会は、この法律の施行に関する重要事項に関し、必要に応じ関係行政庁に建議することができる。
3 前二項の規定による所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、船員中央労働委員会は運輸大臣に、船員地方労働委員会は海運局長に、資料の提供を求めることができる。
4 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なうため、船員中央労働委員会の会長は三月に一回以上、船員地方労働委員会の会長は一月に一回以上、会議を招集しなければならない。
5 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なわせるため、船員労働委員会に、政令で定めるところにより、部会及び専門委員を置くことができる。
(道路運送法の一部改正)
第三条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。
日次中「第八章 自動車運送協議会(第百三十一条第百九条)」を「第八章 削除」に改める。
第八章を次のように改める。
第八章 削除
第百三条から第百十九条まで 削除
附則

定法(昭和二十三年法律第百三十号)を加える。
(船員職業安定法の一部改正)

第二章 船員労働委員会への諮問等
(船員労働委員会への諮問等)
第五十七条 この法律の施行に関するすべての重要事項については、運輸大臣は船員中央労働委員会の、海運局長は船員地方労働委員会の意見をきかなければならない。

2 船員労働委員会は、この法律の施行に関する重要事項に関し、必要に応じ関係行政庁に建議することができる。

3 前二項の規定による所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、船員中央労働委員会は運輸大臣に、船員地方労働委員会は海運局長に、資料の提供を求めることができる。

4 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なうため、船員中央労働委員会の会長は三月に一回以上、船員地方労働委員会の会長は一月に一回以上、会議を招集しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なわせるため、船員労働委員会に、政令で定めるところにより、部会及び専門委員を置くことができる。

(道路運送法の一部改正)
第三条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。
日次中「第八章 自動車運送協議会(第百三十一条第百九条)」を「第八章 削除」に改める。
第八章を次のように改める。
第八章 削除
第百三条から第百十九条まで 削除
附則

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。
(水先法の一部改正)
2 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。
第二十四条の三(見出しを含む)中「海技審議会」を「海上安全船員教育審議会」に改める。
(造船法の一部改正)
3 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
第八条中「造船技術審議会」を「運輸技術審議会」に改める。
(船舶職員法の一部改正)
4 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。
第十条第三項、第十一条第一項及び第二項並びに第十五条(見出しを含む)中「海技審議会」を「海上安全船員教育審議会」に改める。
(倉庫業法の一部改正)
5 倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。
第二十六条中「又は陸運局長」を削る。

理由
運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の策定等について調査審議させるため本省の附属機関として運輸政策審議会及び運輸技術審議会を設置するとともに、その他の審議会の整理統合を行なうほか、同省の職員等に対する研修の充実を図るため本省の附属機関として運輸研修所を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤田委員長 ます、趣旨の説明を求めます。原田運輸大臣。

○原田運輸大臣 ただいま議題となりました運輸省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近におけるわが国経済の発展は著しくその動脈ともいべき運輸の経済、社会における役割りはますます重要性を高めております。これに伴い、運輸省といたしましても、経済、社会の発展に先行して、運輸の進むべき道を明らかにする必要がある。その前提として運輸省の政策立案機能の一その強化をはからなければなりません。

このため、運輸省におきましては、行政改革三年計画の一環として、可能な限り運輸省の行政事務の整理と機構の整理統合を行なった上、本省及び地方支分部局の企画部門の充実強化と審議会の再編成を行なうこといたしました。

改正の第一点は、本省の企画部門の充実をはかるため、官房に政策の立案及び調整を行なう計画官八名を置くこととし、このうち一名を法律職である海運局船舶整備公団監理官をもって充てるものでございます。なお、他の七名は課長クラスの政令職をもって振りかえることとしております。

改正の第二点は、本省の付属機関として運輸政策審議会と運輸技術審議会とを設置することにも、その他の審議会の整理統合を行なうことでもあります。

運輸政策審議会は、海運、陸運、航空の各輸送分野にまたがる総合的輸送体系を樹立すること等運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の策定について調査審議することを目的とし、また、運輸技術審議会は、運輸省の所管行政に関する技術の開発、改良及び普及について調査審議することを目的としております。他方、現在置かれております中央、地方の船員職業安定審議会を、それぞれ中央、地方の船員労働委員会に、造船技術審議会を運輸技術審議会に統合し、また、海上安全審議会と海技審議会とを統合するほか、都市交通審議会にその存置する期限を付する等各種審議会の整理統合を行なうこととしております。その結果、現在三十あります審議会が、昭和四十

七年度には十七に減少し、委員数も大幅に減少する予定であります。

改正の第三点は、現在地方における道路運送に關する重要事項を調査審議する機関として陸運局に置かれております自動車運送協議会を發展的に解消し、鉄道をも含めた地方における陸上交通に關する諸問題を調査審議する機関として地方陸上交通審議會を設置することでございます。

改正の第四点は、行政の近代化、能率化の要請にこたえるため、職員等に対する研修を統一かつ効果的に実施する機関として、本省に運輸研修所を設置することといたしております。

このほか、さきに述べました審議會の整理統合に關連いたしまして、船員職業安定法及び道路運送法の一部を改正することといたしました。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○藤田委員長 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「五部及び一室を」を「六部」に、「用地部及び営繕部を置かない」を「用地部及び営繕部を置かず、東北地方建設局、北陸地方建設局、中国地方建設局及び四国地方建設局には企画部に代えて企画室を置く」に、「営繕部」を「企画部」に改める。

附則
この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

理由
国土計画及び地方計画に關する調査等の事務の増大に対処し、行政の効率的な執行を図るため、関東地方建設局等に企画部を置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤田委員長 趣旨の説明を求めます。坪川建設大臣。

○坪川国務大臣 ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその趣旨を御説明いたします。

近年、社会経済は目ざましい發展を続けることにも、土地利用はますます高度化しつつあります。用をはかるため、長期的かつ計画的な国土開發の必要性がいよいよ高まっております。

現在、地方建設局の企画室は、国土計画及び地方計画に關する調査、土木工事に關する技術及び管理の改善に關する事務等を所掌しておりますが、このような社会經濟の進展によつて、これらの事務の量は著しく増大し、その内容も複雑化するに至つております。

そこで、今回、八地方建設局のうち、業務量の多い関東地方建設局、中部地方建設局、近畿地方建設局及び九州地方建設局について、その企画室の組織を部制にして強化し、これに當たることとした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

以上、提案の理由及び趣旨説明といたします。

○藤田委員長 次に、外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「二人」の下に「及び儀典長一人」を加え、同条中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 儀典長は、命を受け、儀典その他外交上の儀禮に關する事務を総括整理する。

第二十二條第二項中「及び領事館分館並びに國際連合日本政府代表部、在ジュネーヴ國際機關日本政府代表部及び經濟協力開發機構日本政府代表部」を、「領事館分館及び政府代表部」に改める。

第二十四條第一項中「(國際連合日本政府代表部、在ジュネーヴ國際機關日本政府代表部及び經濟協力開發機構日本政府代表部を除く。以下本条中同じ。)」を削り、「別に法律で定める」を「別表のとおりとする」に改め、同条第二項中「前項の法律に定めるものの外」を「別表に掲げるもののほか」に改め、同条第四項を削る。

第二十五條第二項中「及び領事館」を、「領事館及び政府代表部」に、「及び領事」とし、國際連合日本政府代表部、在ジュネーヴ國際機關日本政府代表部及び經濟協力開發機構日本政府代表部の長は、「を」を「領事及び」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表
一 大使館

地域	名	稱	位	名	地	置	名
アジア	在インド	日本国大使館	インド	ニュー・デリー			
	在インドネシア	日本国大使館	インドネシア	ジャカルタ			
	在ヴェトナム	日本国大使館	ヴェトナム	サイゴン			
	在カンボディア	日本国大使館	カンボディア	プノンペン			
	在シンガポール	日本国大使館	シンガポール	シンガポール			
	在セイロン	日本国大使館	セイロン	コロンボ			
	在タイ	日本国大使館	タイ	バンコック			
	在大韓民国	日本国大使館	大韓民国	ソウル			
	在中華民國	日本国大使館	中華民國	台北			
	在ネパール	日本国大使館	ネパール	カトマンドゥ			
	在パキスタン	日本国大使館	パキスタン	イスラマバード			
	在ビルマ	日本国大使館	ビルマ	ラングーン			
	在フィリピン	日本国大使館	フィリピン	マニラ			
	在マレーシア	日本国大使館	マレーシア	クアラ・ランプーン			

北米	中南米	欧州
<p>在モルデイヴ日本国大使館 在ラオス日本国大使館</p>	<p>在アメリカ合衆国日本国大使館 在カナダ日本国大使館</p>	<p>モルデイヴ ラオス</p>
<p>マニラ ワイエンチャン</p>	<p>アメリカ合衆国 カナダ</p>	<p>ワシントン オタワ</p>
<p>在ホンデュラス日本国大使館 在メキシコ日本国大使館</p>	<p>在アルゼンティン日本国大使館 在ヴェネズエラ日本国大使館 在ウルグアイ日本国大使館 在エクアドル日本国大使館 在エル・サルヴァドル日本国大使館 在ガイアナ日本国大使館 在キューバ日本国大使館 在グアテマラ日本国大使館 在コスタ・リカ日本国大使館 在コロンビア日本国大使館 在ジャマイカ日本国大使館 在チリ日本国大使館 在ドミニカ共和国日本国大使館 在トリニダード・トバゴ日本国大使館 在ニカラグア日本国大使館 在ハイティ日本国大使館 在パナマ日本国大使館 在パラグアイ日本国大使館 在バルバドス日本国大使館 在ブラジル日本国大使館 在ペルー日本国大使館 在ボリヴィア日本国大使館</p>	<p>ホンデュラス メキシコ</p>
<p>テグシガルバ メキシコ</p>	<p>アルゼンティン ヴェネズエラ ウルグアイ エクアドル エル・サルヴァドル ガイアナ キューバ グアテマラ コスタ・リカ コロンビア ジャマイカ チリ ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ ニカラグア ハイティ パナマ パラグアイ バルバドス ブラジル ペルー ボリヴィア</p>	<p>ブエノス・アイレス カラカス モンテヴィデオ キート サン・サルヴァドル ジョージタウン ハヴァナ グアテマラ サン・ホセ ボゴタ キングストン サンティアゴ サント・ドミンゴ ポート・オブ・スペイン マナグア ポール・ト・ブラン パナマ アスンシオン ブリッジタウン リオ・デ・ジャネイロ リマ ラ・パス</p>
<p>在アイスランド日本国大使館 在アイルランド日本国大使館 在イタリア日本国大使館 在ヴァチカン日本国大使館 在オーストリア日本国大使館 在オランダ日本国大使館 在ギリシャ日本国大使館 在サイプラス日本国大使館 在スイス日本国大使館 在スウェーデン日本国大使館 在スペイン日本国大使館 在ソヴィエト連邦日本国大使館 在チェコスロヴァキア日本国大使館 在デンマーク日本国大使館 在ドイツ日本国大使館 在ノールウェー日本国大使館 在ハンガリー日本国大使館 在フィンランド日本国大使館 在フランス日本国大使館 在ブルガリア日本国大使館 在ベルギー日本国大使館 在ポーランド日本国大使館 在ポルトガル日本国大使館 在マルタ日本国大使館 在ユーゴスラヴィア日本国大使館</p>	<p>アイスランド アイルランド イタリア ヴァチカン オーストリア オランダ ギリシャ サイプラス スイス スウェーデン スペイン ソヴィエト連邦 チェコスロヴァキア デンマーク ドイツ ノールウェー ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベルギー ポーランド ポルトガル マルタ ユーゴスラヴィア</p>	<p>レイキアヴィドク ダブリン ローマ ウィーン ヘーグ アテネ ニコシア ベルヌ ストックホルム マドリッド モスクワ ブラーグ コペンハーゲン ボン オスロ ブダペスト ヘルシンキ パリ ソフィア ブラッセル ワルソー リスボン ヴァレッタ ベルグラード</p>

大洋州	在オーストラリア日本国大使館 在ニュー・ジーンランド日本国大使館	オーストラリア ニュー・ジーンランド	キャンベラ ウエリントン
中近東	在アフガニスタン日本国大使館 在イエメン日本国大使館 在イスラエル日本国大使館 在イラク日本国大使館 在イラン日本国大使館 在クウェイト日本国大使館 在サウディ・アラビア日本国大使館 在ヨルダン日本国大使館 在シリア日本国大使館 在トルコ日本国大使館 在南イエメン日本国大使館 在レバノン日本国大使館	アフガニスタン イエメン イスラエル イラク イラン クウェイト サウディ・アラビア ヨルダン シリア トルコ 南イエメン レバノン	カブール サナ テル・アヴィヴ バグダッド テヘラン クウェイト ジッダ アンマン ダマスカス アンカラ アッシュャブ ペイルート
アフリカ	在アラブ連合共和国日本国大使館 在アルジェリア日本国大使館 在ウガンダ日本国大使館 在エチオピア日本国大使館 在ガーナ日本国大使館 在ガボン日本国大使館 在上ヴォルタ日本国大使館 在カメルーン日本国大使館 在ガンビア日本国大使館	アラブ連合共和国 アルジェリア ウガンダ エチオピア ガーナ ガボン 上ヴォルタ カメルーン ガンビア	カイロ アルジェ カンパラ アディス・アベバ アクラ リール ワガドゥグー ヤウンデ バサースト

在ギニア日本国大使館	ギニア	コナクリ
在ケニア日本国大使館	ケニア	ナイロビ
在コンゴ(キンシャサ)日本国大使館	コンゴ(キンシャサ)	キンシャサ
在コンゴ(ブラザヴィル)日本国大使館	コンゴ(ブラザヴィル)	ブラザヴィル
在ザンビア日本国大使館	ザンビア	ルサカ
在シエラ・レオーネ日本国大使館	シエラ・レオーネ	フリータウン
在スーダン日本国大使館	スーダン	カルトゥーム
在セネガル日本国大使館	セネガル	ダカール
在象牙海岸共和国日本国大使館	象牙海岸共和国	アビジャン
在ソマリア日本国大使館	ソマリア	モガディシオ
在ダホメ日本国大使館	ダホメ	ポルト・ノトヴォ
在タンザニア日本国大使館	タンザニア	ダレサラム
在チャード日本国大使館	チャード	フォル・ラミー
在中央アフリカ共和国日本国大使館	中央アフリカ共和国	バンギ
在テニジア日本国大使館	テニジア	テニス
在トーゴ日本国大使館	トーゴ	ロメ
在ナイジェリア日本国大使館	ナイジェリア	ラゴス
在ニジェール日本国大使館	ニジェール	ニアメ
在ブルンディ日本国大使館	ブルンディ	ブジュンブラ
在ボツワナ日本国大使館	ボツワナ	ガベロンズ
在マダガスカル日本国大使館	マダガスカル	タナナリヴ
在マラウイ日本国大使館	マラウイ	ゾンバ
在マリ日本国大使館	マリ	バマコ
在南アフリカ共和国日本国大使館	南アフリカ共和国	プレトリア
在モーリシアス日本国大使館	モーリシアス	ポート・ルイス
在モーリタニア日本国大使館	モーリタニア	ヌアクショット
在モロッコ日本国大使館	モロッコ	ラバト

二 総領事館

地域	名 称	位 置	
		国 名	地 名
アジア	在カルカタ日本国総領事館	インド	カルカタ
	在ボンベイ日本国総領事館	インド	ボンベイ
	在マドラス日本国総領事館	インド	マドラス
	在ジャカルタ日本国総領事館	インドネシア	ジャカルタ
	在バンコック日本国総領事館	タイ	バンコック
	在釜山日本国総領事館	大韓民国	釜山
	在台北日本国総領事館	中華民國	台北
	在高雄日本国総領事館	中華民國	高雄
	在カラチ日本国総領事館	パキスタン	カラチ
	在ダッカ日本国総領事館	パキスタン	ダッカ
	在マニラ日本国総領事館	フィリピン	マニラ
	在香港日本国総領事館	連合王国	香港
北米	在サン・フランシスコ日本国総領事館	アメリカ合衆国	サン・フランシスコ
	在シアトル日本国総領事館	アメリカ合衆国	シアトル
	在シカゴ日本国総領事館	アメリカ合衆国	シカゴ
	在ニュー・オルリンズ日本国総領事館	アメリカ合衆国	ニュー・オルリンズ
	在ニュー・ヨーク日本国総領事館	アメリカ合衆国	ニュー・ヨーク
	在ヒューストン日本国総領事館	アメリカ合衆国	ヒューストン
	在ポートランド日本国総領事館	アメリカ合衆国	ポートランド
	在トリポリ	リビア	トリポリ
	在モンロヴィア	リベリア	モンロヴィア
	在キガリ	ルワンダ	キガリ
在マセル	レソト	マセル	

地域	名 称	国 名	地 名
中南米	在サン・パウロ日本国総領事館	ブラジル	サン・パウロ
	在ベレイン日本国総領事館	ブラジル	ベレイン
	在ポルト・アレグレ日本国総領事館	ブラジル	ポルト・アレグレ
	在レンシフェ日本国総領事館	ブラジル	レンシフェ
	在ミラノ日本国総領事館	イタリア	ミラノ
	在ジュネーヴ日本国総領事館	スイス	ジュネーヴ
	在ラス・パルマス日本国総領事館	スペイン	ラス・パルマス
	在ナホトカ日本国総領事館	ソヴィエト連邦	ナホトカ
	在ハバロフスク日本国総領事館	ソヴィエト連邦	ハバロフスク
	在デュッセルドルフ日本国総領事館	ドイツ	デュッセルドルフ
	在ハンブルグ日本国総領事館	ドイツ	ハンブルグ
	在ベルリン日本国総領事館	ドイツ	ベルリン
在ボン日本国総領事館	ドイツ	ボン	
在パリ日本国総領事館	フランス	パリ	
在ロンドン日本国総領事館	連合王国	ロンドン	
大洋州	在シドニー日本国総領事館	オーストラリア	シドニー
	在パース日本国総領事館	オーストラリア	パース
	在メルボルン日本国総領事館	オーストラリア	メルボルン
アフリカ	在プレトリア日本国総領事館	南アフリカ共和国	プレトリア
	在ソールズベリー日本国総領事館	連合王国	ソールズベリー
その他	在ホノルル日本国総領事館	アメリカ合衆国	ホノルル
	在ロス・アンジュルス日本国総領事館	アメリカ合衆国	ロス・アンジュルス
	在ヴァンクーヴァー日本国総領事館	カナダ	ヴァンクーヴァー
	在ウイニペッグ日本国総領事館	カナダ	ウイニペッグ
	在トロント日本国総領事館	カナダ	トロント
	在モントリオール日本国総領事館	カナダ	モントリオール

三 領事館

地域	名 称	位 置	
		国 名	地 名
アジア	在スラバヤ日本国領事館 在メダン日本国領事館 在コタ・キナバル日本国領事館	インドネシア インドネシア マレーシア	スラバヤ メダン コタ・キナバル
北米	在アンカレッジ日本国領事館 在エドモントン日本国領事館	アメリカ合衆国 カナダ	アンカレッジ エドモントン
中南米	在マナオス日本国領事館 在リマ日本国領事館	ブラジル ペルー	マナオス リマ
大洋州	在ブリスベン日本国領事館 在オークランド日本国領事館	オーストラリア ニュー・ジールランド	ブリスベン オークランド
中近東	在イスタンブル日本国領事館	トルコ	イスタンブル
四 政府代表部			
地域	名 称	位 置	
北米	国際連合日本政府代表部	アメリカ合衆国	ニュー・ヨーク
欧州	在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部 経済協力開発機構日本政府代表部	スイス フランス	ジュネーヴ パリ

附 則

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、別表を加える改正規定中在イエメン、在南イエメン、在コンゴ（ブラザザイル）、在チャード、在中央アフリカ共和国、在ボツワナ、在南アフリカ共和国、在モーリシャス及び在レソトの各日本国大使館、在バンコック、在台北、在ハバロフスク、在ボン及び在パリの各日本国総領事館並びに在アンカレッジ日本国領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和

二十七年法律第八十五号）は、廃止する。
従前の在外公館及びその職員は、この法律に基づき相当の在外公館及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

理 由

外交上の儀礼に関する事務を総括整理させるため外務省に機長一人を設けるとともに、在南イエメン及び在モーリシアスの各日本国大使館並びに在アンカレッジ日本国領事館を新設することとし、関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「在勤俸及び加俸」と及び在勤手当」に、「在勤俸、加俸及び特殊語学手当」を「及び在勤手当」に改める。

第四条第一項中「（年額で定めるものにあつては、十二分した額）を削り、同条第二項及び第三項中「在勤俸及び加俸」を「在勤手当」に改める。

第五条（見出しを含む）中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

第六条を次のように改める。

（在勤手当の種類）

第六条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、館長代理手当、兼勤手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

2 在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

3 住居手当は、在外職員（国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第十七号）第十条又は第十二条第一項の規定により公邸又は無料宿舍の貸与を受けるものを除く。）が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給する。

4 配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給する。

5 館長代理手当は、在外公館の長の事務の代理をする在外職員（以下「館長代理」という。）に支給する。

6 兼勤手当は、兼職を命ぜられて在勤地以外の地に駐在し、又は他の在外公館に勤務する在外職員に対し、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第一百一条第一項後段の規定にかかわらず、支給する。

7 特殊語学手当は、特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に支給する。

8 研修員手当は、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十五条の規定に基づき外国において研修を命ぜられた者（以下「在外研修員」という。）に支給する。在外研修員には、研修員手当以外の在勤手当は、支給しない。

第七条第一項中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

第八条（見出しを含む）及び第九条（見出しを含む）中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

第十条(見出しを含む)中「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条を第十条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(在勤基本手当の支給額)

第十条 在勤基本手当の月額は、別表第一の定めるところに従い、在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて定める。

2 在勤基本手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第十一条(見出しを含む)中「在勤俸」を「在勤手当」に改める。

第十二条を次のように改める。

(住居手当の支給額)

第十二条 住居手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の一箇月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)に相当する額とする。ただし、別表第二の定めるところに従い、在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて定める額(配偶者を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額)を限度とする。

2 住居手当の号の適用その他住居手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。第十二条の次に次の一条を加える。

(住居手当の支給期間)

第十二条の二 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から住居手当を支給する。

3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日をこえない期間を限り、当該在

外職員が死亡当時伴つていた配偶者に従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。

第十三条の見出し中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改め、同条中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に、「在勤俸」を「在勤基本手当」に、「館長代理加俸」を「館長代理手当」に、「兼勤加俸」を「兼勤手当」に、「当該加俸」を「これらの手当」に改める。

第十四条の見出し中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改め、同条第一項及び第二項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条第三項中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

第十五条(見出しを含む)中「配偶者加俸」を「配偶者手当」に改める。

第十六条の見出し中「館長代理加俸」を「館長代理手当」に改め、同条中「館長代理加俸」を「館長代理手当」に、「在勤俸」を「在勤基本手当」に、「百分の二十」を「百分の二十三」に改める。

第十七条(見出しを含む)中「館長代理加俸」を「館長代理手当」に改める。

第十八条の見出し中「兼勤加俸」を「兼勤手当」に改め、同条中「兼勤加俸」を「兼勤手当」に、「現に受ける在勤俸」を「兼勤地を本勤地とみなした場

合に受けるべき在勤基本手当」に改める。第十九条(見出しを含む)中「兼勤加俸」を「兼勤手当」に改める。

第二十条中「特殊の語学の研修を命ぜられた在外職員に、当該を削り、「在勤俸」を「在勤基本手当」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(研修員手当の支給額)

第二十条の二 研修員手当の月額は、別表第三の定めるところに従い、号の別によつて定める。

2 研修員手当の号の適用に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修員手当の支給期間)

第二十条の三 研修員手当は、在外研修員が在勤地に到着した日の翌日から在外研修員を免ぜられて帰国し又は他の在外公館に勤務するため在勤地を出発する日(同一の在外公館の館務に従事することを命ぜられた者にあつては、その命ぜられた日)の前日まで、支給する。

2 在外研修員が離職し、又は死亡したときは、その日まで研修員手当を支給する。別表を次のように改める。

別表第一 在勤基本手当

一 大使館

(注) 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

地域	所在国	号別												
		大使	公使	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
アジア	インド	1,400	1,073	931	790	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	インドネシア	1,300	1,001	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	フィリピン	1,250	974	898	821	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	カンボジア	1,250	971	882	794	706	597	525	470	434	398	362	326	289
	シンガポール	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	タイ	1,250	967	867	767	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	大韓民国	1,400	1,075	939	808	687	565	496	445	411	377	342	308	274
	中華民国	1,400	1,073	931	790	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	ネパール	1,250	978	913	847	782	662	581	521	481	441	401	361	321
	バングラデシュ	1,250	971	882	794	706	597	525	470	434	398	362	326	289
	ビルマ	1,250	967	867	767	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	フィリピン	1,300	1,003	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	マレーシア	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	モルディブ	1,250	971	882	794	706	597	525	470	434	398	362	326	289
	ラオス	1,250	980	920	861	801	673	596	534	493	452	411	370	329
北米	アメリカ合衆国	1,600	1,216	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	カナダ	1,300	997	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
中南米	アルゼンチン	1,250	959	836	714	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	ペルー	1,200	938	874	809	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	ウルグアイ	1,150	885	731	676	572	484	425	381	352	323	293	264	235
	エクアドル	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261

	エル・サルヴァドル	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ガイアナ	1,150	895	819	743	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	キューバ	1,200	933	851	769	687	581	511	458	422	387	352	317	282
	グアテマラ	1,150	893	811	730	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	コスタリカ	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	コロンビア	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	ジャマイカ	1,150	899	834	770	706	597	525	470	434	398	362	326	289
	チリ	1,200	928	830	738	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ドミニカ共和国	1,150	899	834	770	706	597	525	470	434	398	362	326	289
	トリニダード・トバゴ	1,150	895	819	743	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	ニカラグア	1,150	897	827	757	687	581	511	458	422	387	352	317	282
	ハイチ	1,150	901	842	784	725	613	539	483	446	409	372	334	297
	パナマ	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	パラグアイ	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	バルバドス	1,150	895	819	743	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	ブラジル	1,300	995	860	726	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	ペルー	1,150	889	796	708	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ボリビア	1,150	901	842	784	725	613	539	483	446	409	372	334	297
	ホンデュラス	1,150	895	819	743	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	メキシコ	1,250	961	844	727	610	516	454	407	376	344	313	282	250
欧州	アイスランド	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	アイルランド	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	イタリヤ	1,300	1,000	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	グアテマラ	1,150	1,000	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	オーストリア	1,200	925	820	715	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	オランダ	1,200	925	820	715	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ギリシヤ	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243

サイオラス	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
スイス	1,300	1,001	833	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266
スウェーデン	1,200	931	843	755	667	565	496	445	411	377	342	308	274
スペイン	1,200	923	812	702	591	500	440	394	364	333	303	273	243
ソヴィエト連邦	2,050	1,558	1,312	1,066	820	694	610	547	505	463	421	378	336
チェコスロヴァキア	1,700	1,297	1,106	916	725	613	539	483	446	409	372	334	297
デンマーク	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ドイツ	1,400	1,069	916	763	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ノールウェー	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ハンガリー	1,450	1,117	986	856	725	613	539	483	446	409	372	334	297
フランス	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
ブラジル	1,550	1,185	1,019	853	687	581	511	458	422	387	352	317	282
ベルギー	1,450	1,118	994	869	744	629	553	496	458	420	381	343	305
ポーランド	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
ポルトガル	1,700	1,297	1,106	916	725	613	539	483	446	409	372	334	297
イタリヤ	1,150	889	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ユーゴスラヴィア	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	359	326	293	261
ルーマニア	1,200	925	820	715	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ルクセンブルグ	1,450	1,118	994	869	744	629	553	496	458	420	381	343	305
連合王国	1,200	928	830	733	636	538	473	424	391	359	326	293	261
オーストラリア	1,550	1,180	998	817	636	538	473	424	391	359	326	293	261
ニュージーランド	1,300	997	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
アフリカ	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243
アフリカ	1,250	982	928	874	820	694	610	547	505	463	421	378	336
イタリヤ	1,150	916	903	860	877	742	652	585	540	495	450	405	360
イタリヤ	1,150	887	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243
イタリヤ	1,250	976	905	834	763	645	567	509	469	430	391	352	313

	イラン	1,250	965	859	754	648	549	842	432	399	366	333	299	266
	クウェイト	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	サウジアラビア	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	ジブチ	1,250	969	875	781	687	581	511	458	422	387	352	317	282
	ソリア	1,200	929	835	742	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	トルコ	1,250	959	836	714	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	南イエメン	1,150	916	903	890	877	742	652	585	540	495	450	405	360
	レバノン	1,200	923	812	702	591	500	440	394	364	333	303	273	243
アメリカ	アラブ連合共和国	1,250	961	844	727	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	アルジェリア	1,250	974	898	821	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	ウガンダ	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	エチオピア	1,300	1,010	922	833	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	ガーナ	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
	ガボン	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	上ザンビア	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	カメルーン	1,300	1,028	990	953	915	775	681	610	563	516	469	422	376
	ザンビア	1,250	990	958	927	896	758	667	598	552	506	460	414	368
	ギニア	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	ケニア	1,250	964	854	745	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	コンゴ(キンシャサ)	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
	コンゴ(ブラザザール)	1,250	998	974	954	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	ザンビア	1,300	1,012	929	846	763	645	567	509	469	430	391	352	313
	シエラ・レオネ	1,300	1,020	960	899	839	710	624	559	516	473	430	387	344
	スーダン	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
	セネガル	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
	象牙海岸共和国	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
	ソマリア	1,300	1,028	990	953	915	775	681	610	563	516	469	422	376

ダホメ	1,250	993	974	954	934	791	695	623	575	527	479	431	383
タンザニア	1,250	976	905	834	763	645	567	509	469	430	391	352	313
チャード	1,250	993	974	954	934	791	695	623	575	527	479	431	383
中央アフリカ共和国	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
チュニジア	1,150	892	806	721	636	538	473	424	391	356	326	293	261
トーゴ	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
ナイジェリア	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
ニジェール	1,300	1,029	998	966	934	791	695	623	575	527	479	431	383
ブルンジ	1,250	986	943	901	858	726	638	572	528	484	440	396	352
ボツワナ	1,200	937	866	796	725	613	539	483	446	409	372	334	297
マダガスカル	1,300	1,016	944	873	801	678	596	534	493	452	411	370	329
マラカイ	1,200	938	874	809	744	629	553	496	458	420	381	343	305
マリ	1,300	1,028	990	953	915	775	681	610	563	516	469	422	376
南アフリカ共和国	1,150	889	976	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250
モーリシウス	1,250	980	920	861	801	678	596	534	493	452	411	370	329
モーリタニア	1,250	990	958	927	896	758	667	598	552	506	460	414	368
モロッコ	1,150	893	811	730	648	549	482	432	399	366	333	299	266
リビア	1,150	899	934	770	706	597	525	470	434	398	362	326	289
リベリア	1,300	1,026	982	939	896	758	667	598	552	506	460	414	368
ルワンダ	1,300	1,020	960	899	839	710	624	559	516	473	430	387	344
セント	1,200	937	866	796	725	613	539	483	446	409	372	334	297

二 総領事館

地域	所在地	号別											
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
アジア	カルカタ	1,100	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ボンベイ	1,100	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	マドラス	1,100	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261

北米	ジャカルタ	1,050	883	766	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	バンコック	1,050	939	808	697	565	496	445	411	377	342	308	274
	釜山	1,100	931	790	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	台北	1,050	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	高雄	1,050	926	781	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	カラチ	1,100	859	754	648	549	482	432	399	366	333	299	266
	ダッカ	1,100	898	821	744	629	553	496	458	420	381	343	305
	マニラ	1,050	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	香港	1,250	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	サン・フランシスコ	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シアトル	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	シカゴ	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	ニュー・オルリンズ	1,150	1,012	811	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	ニュー・ヨーク	1,250	1,043	865	687	581	511	458	422	387	352	317	282
	ヒューストン	1,150	1,012	811	610	516	454	407	376	344	313	282	250
ポートランド	1,150	1,012	811	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
ホノルル	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261	
ロス・アンゼルス	1,200	1,022	829	636	538	473	424	391	359	326	293	261	
ワシントン・ワシントン	1,050	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
ウイニペグ	1,000	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
トロント	1,100	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
モントリオール	1,050	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
中南米	サン・パウロ	1,100	860	726	591	500	440	394	364	333	303	273	243
	ベレーン	1,050	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
	ボルト・アレグレ	1,050	853	712	572	484	425	381	352	323	293	264	235
	レシフェ	1,050	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261

州	ミラノ ジュネーザ ラス・バルマス ナホトカ ハバロフスク チユッセルドルフ ハンブルグ ベルリン ボン パリ ロンドン	1,100 1,100 1,000 1,350 1,350 1,100 1,100 1,150 1,100 1,100 1,200 1,200 1,200	号										
			1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
大洋州	シドニー	888	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
	パース	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
	メルボルン	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
	アメリカ	796	703	610	516	454	407	376	344	313	282	250	
	ソールズベリー	811	730	648	549	482	432	399	366	333	299	266	

三 領事館

地域	所在地	領事館長	号										
			1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号
アジア	スラバヤ	1,000	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
	メダン	1,000	878	757	636	538	473	424	391	359	326	293	261
	コタ・キナバル	1,000	875	781	687	581	511	458	422	387	352	317	282
北米	アソカレグジ	1,100	1,066	905	744	623	553	496	458	420	381	343	305
	エドモントン	1,000	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250

地域	所在	地	号											
			大	公	公	1	2	3	4	5	6	7	8	9
中南米	マナオス リマ		1,050	906	806	706	597	525	470	434	398	362	326	289
			1,000	796	708	610	516	454	407	376	344	313	282	250
大洋州	ブリスベン オークランド		1,050	868	739	610	516	454	407	376	344	313	282	250
			1,050	788	690	591	500	440	394	364	333	303	273	243
中近東	イスタンブール		1,000	836	714	591	500	440	394	364	333	303	273	243

四 政府代表部

地域	所在	地	号												
			大	公	公	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
北米	ニュー・ヨーク (国際連合)		1,600	1,221	1,043	865	687	581	511	458	422	387	352	317	282
			1,550	1,185	1,019	853	687	581	511	458	422	387	352	317	282
欧州	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関 パリ)		1,300	1,003	891	779	667	565	496	445	411	377	342	308	274
			1,550	1,185	1,019	853	687	581	511	458	422	387	352	317	282

別表第二 住居手当

一 大使館

(注) 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

地域	所在	国	号						
			公	1	2	3	4	5	6
アジア	インド	インドネシア	470	385	320	265	210	170	135
			365	300	250	205	165	135	105
			675	560	460	380	305	245	195
アジア	インドネシア	インドネシア	440	365	300	250	200	160	130
			365	300	250	200	160	130	

シンガポール		タイ		大韓民国		中華民国		ネパール		パキスタン		ベルマ	
495	410	390	325	520	430	415	345	365	300	440	450	370	300
385	280	265	220	355	295	285	235	300	250	370	310	245	200
225	180	175	145	235	190	190	150	200	160	245	200	160	130

北米	アメリカ合衆国	520	430	355	295	235	190	150
	カナダ	495	410	335	280	225	180	145
中南米	ペルー	520	430	355	295	235	190	150
	チリ	440	365	300	250	200	160	130
	コロンビア	470	385	320	265	210	170	135
	エクアドル	415	345	285	235	190	150	120
	エル・サルバドル	470	385	320	265	210	170	135
	ガイアナ	470	385	320	265	210	170	135
	キューバ	440	365	300	250	200	160	130
	グアテマラ	415	345	285	235	190	150	120
	コスタ・リカ	415	345	285	235	190	150	120
	ジャマイカ	470	385	320	265	210	170	135
	ドミニカ共和国	470	385	320	265	210	170	135
	トリニダード・トバゴ	470	385	320	265	210	170	135
	ニカラグア	415	345	285	235	190	150	120
	ハイチ	470	385	320	265	210	170	135
	パナマ	415	345	285	235	190	150	120
パラグアイ	415	345	285	235	190	150	120	
ウルグアイ	470	385	320	265	210	170	135	
ブラジル	520	430	355	295	235	190	150	
ボリヴェア	415	345	285	235	190	150	120	
ホンデュラス	470	385	320	265	210	170	135	
メキシコ	495	410	335	280	225	180	145	
欧州	アイスランド	440	365	300	250	200	160	130
	アイルランド	365	300	250	205	165	135	105
	イタリヤ	520	430	355	295	235	190	150
	ヴァチカン	520	430	355	295	235	190	150
	オーストリア	495	410	335	280	225	180	145
	オランダ	440	365	300	250	200	160	130
	ギリシャ	440	365	300	250	200	160	130
	スイス	415	345	285	235	190	150	120
	スウェーデン	440	365	300	250	200	160	130
	スペイン	415	345	285	235	190	150	120
	ソヴェト連邦	285	235	195	165	130	105	85
	チェコスロヴァキヤ	285	235	195	165	130	105	85
	デンマーク	440	365	300	250	200	160	130
	ドイツ	440	365	300	250	200	160	130
	ノルウェー	415	345	285	235	190	150	120
ハンガリー	285	235	195	165	130	105	85	
フランス	470	385	320	265	210	170	135	
ポランド	675	560	460	380	305	245	195	
ベルギー	440	365	300	250	200	160	130	
ポーランド	520	430	355	295	235	190	150	
ポルトガル	365	300	250	205	165	135	105	
マルタ	415	345	285	235	190	150	120	
マルタ	390	325	265	220	175	145	115	

大洋州	ニューースラヴィア	495	410	335	280	225	180	145
	ルーマニア	440	365	300	250	200	160	130
	ルクセンブルグ	470	385	320	265	210	170	135
	連合王国	520	430	355	295	235	190	150
中近東	オーストラリア	415	345	285	235	190	150	120
	ニュー・ジラランド	390	325	265	220	175	145	115
	アフガニスタン	415	345	285	235	190	150	120
	イエメン	440	365	300	250	200	160	130
	イヌアエル	440	365	300	250	200	160	130
	イラク	470	385	320	265	210	170	135
	イラン	570	470	390	325	260	210	165
	クウェイト	625	515	425	355	280	225	180
	サウジアラビア	625	515	425	355	280	225	180
	ジュルダン	470	385	320	265	210	170	135
	シリア	365	300	250	205	165	135	105
アメリカ	トルコ	440	365	300	250	200	160	130
	南イエメン	440	365	300	250	200	160	130
	レバノン	440	365	300	250	200	160	130
	アラブ連合共和国	415	345	285	235	190	150	120
	アルジェリア	545	450	370	310	245	200	160
	ウガンダ	440	365	300	250	200	160	130
	エチオピア	520	430	355	295	235	190	150
	ガーナ	520	430	355	295	235	190	150
	ガボン	520	430	355	295	235	190	150
	上ヴォルタ	625	515	425	355	280	225	180
	カメルーン	520	430	355	295	235	190	150
中近東	カンビア	570	470	390	325	260	210	165
	ギニア	625	515	425	355	280	225	180
	ケニア	495	410	335	280	225	180	145
	コンゴ(キンシャサ)	520	430	355	295	235	190	150
	コンゴ(ブラザザール)	520	430	355	295	235	190	150
	ザンビア	625	515	425	355	280	225	180
	シエラ・レオネ	520	430	355	295	235	190	150
	スーダン	625	515	425	355	280	225	180
	セネガル	570	470	390	325	260	210	165
	象牙海岸共和国	675	560	460	380	305	245	195
	ソマリア	520	430	355	295	235	190	150
	タホメ	520	430	355	295	235	190	150
	タンザニア	520	430	355	295	235	190	150
	チャード	520	430	355	295	235	190	150
	中央アフリカ共和国	520	430	355	295	235	190	150
	チュニジア	520	430	355	295	235	190	150
	トーゴ	520	430	355	295	235	190	150
ナイジェリア	440	365	300	250	200	160	130	
ニジェール	520	430	355	295	235	190	150	
ブルUNDI	440	365	300	250	200	160	130	
ボツワナ	390	325	265	220	175	145	115	
マダガスカル	495	410	335	280	225	180	145	
マラウイ	520	430	355	295	235	190	150	
マリ	625	515	425	355	280	225	180	
南アフリカ共和国	390	325	265	220	175	145	115	
モーリタニア	495	410	335	280	225	180	145	
モロッコ	570	470	390	325	260	210	165	
	415	345	285	235	190	150	120	

リビア	520	430	355	295	235	190	150
リベリア	520	430	355	295	235	190	150
ルワンダ	440	365	300	250	200	160	130
レット	365	300	250	205	165	135	105

二 総領事館

号 別

地 域	所 在 地	号 別					
		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
アジア	カルカタ	385	320	265	210	170	135
	ボンベイ	385	320	265	210	170	135
	マドラス	385	320	265	210	170	135
	ジャカルタ	300	250	205	165	135	105
	バンコック	430	355	295	235	190	150
	釜山	345	285	235	190	150	120
	台北	300	250	205	165	135	105
	高雄	300	250	205	165	135	105
	カラチ	430	355	295	235	190	150
	ダッカ	385	320	265	210	170	135
	マニラ	430	355	295	235	190	150
	香港	430	355	295	235	190	150
	北米	サン・フランシスコ	385	320	265	210	170
シカゴ		385	320	265	210	170	135
ニュー・オクリンズ		385	320	265	210	170	135
ニュー・ヨーク		560	460	380	305	245	195
ヒューストン		365	300	250	200	160	130
ポートランド	365	300	250	200	160	130	

ホノルル	385	320	265	210	170	135
ロス・アンゼルス	385	320	265	210	170	135
サンフランシスコ	365	300	250	200	160	130
ウイニペグ	365	300	250	200	160	130
トロント	410	335	280	225	180	145
モントリオール	410	335	280	225	180	145

中南米	385	320	265	210	170	135
ベレーン	365	300	250	200	160	130
ボルト・アレグレ	365	300	250	200	160	130
レシフェ	300	250	205	165	135	105

欧州	430	355	295	235	190	150
ミラノ	430	355	295	235	190	150
ジュネーヴ	430	355	295	235	190	150
ラス・パルマス	345	285	235	190	150	120
ナホトカ	235	195	165	130	105	85
ハバロフスク	235	195	165	130	105	85
デュッセルドルフ	365	300	250	200	160	130
ハンブルグ	365	300	250	200	160	130
ベルリン	365	300	250	200	160	130
ボン	365	300	250	200	160	130
パリ	560	460	380	305	245	195
ロンドン	430	355	295	235	190	150

大洋州	345	285	235	190	150	120
シドニー	345	285	235	190	150	120
パース	325	265	220	175	145	115
メルボルン	345	285	235	190	150	120
アメリカ	325	265	220	175	145	115
アトリア	325	265	220	175	145	115

ソールズベリー	300	250	205	165	135	105
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

三 領事館

地 域	所 在 地	号 別					
		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
アジア	スラバヤ メダン コタ・キナバル	300 300 365	250 250 300	205 205 250	165 165 200	135 135 160	105 105 180
北米	アソカレラジ エドモントン	560 365	460 300	380 250	305 200	245 160	195 130
中南米	マナオス リマ	365 430	300 355	250 295	200 235	160 190	130 150
大洋州	ブリスベン オークランド	325 325	265 265	220 220	175 175	145 145	115 115
中近東	イスタンブール	365	300	250	200	160	130

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別						
		公 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号
北米	ニュー・ヨーク (国際連合)	675	560	460	380	305	245	195
欧州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) パリ (経済協力開発機構)	520 675	430 560	355 460	295 380	235 305	190 245	150 195

別表第三 研修員手当

号 別	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
手 当 額	500	480	460	440	420	400	380	360	340

(注) 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

理 由

- この法律は、昭和四十四年七月一日から施行する。
 - 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十四条の二第三項中「第四条、第十条」を「第四条、第十条の二」に改め、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」を削り、「第十条第二項」を「第十条の二」中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項に改める。
 - 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第二十条の三第三項中「第四条、第十条」を「第四条、第十条の二」に改め、「在勤俸及び加俸」とあり、又は「在勤俸」とあるのは「在勤手当」を削り、「第十条第二項」を「第十条の二」中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項に改める。
 - 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法(昭和四十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第六条第四項中「第十条」を「第十条の二」に改める。
- 理由
在外公館に勤務する外務公務員の給与制度をさらに合理化するとともに、その支給額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
- 藤田委員長 議長、趣旨の説明を求めます。愛知外務大臣。
○愛知外務大臣 ます、外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。
この法律案におきましては、まず儀典長一人を新設することとしております。近年外国要人の国賓、公賓等としての接遇及び在京大公使の接受等の事務がますます増加しておりますが、これらの事務は、相手国に対する外交上の儀礼に関する外務省独特の事務であり、諸外国におきましても、それぞれ外務省に格式、資格のきわめて高い儀典長を置いております。しかるに、これまで外務省には政令職たる儀典官三人が置かれていたにすぎませんでしたので、今般、外務大臣に直属する高位の職として儀典長を外務省に置くこととし、増加する外交上の儀礼に関する事務を総括整理せしめんとするものであります。
次に、在外公館の名称と位置を別表で定め、現行の在外公館の名称及び位置を定める法律を廃止することとしております。これは、内閣の重要施策たる行政改革計画に盛り込まれている法律の統廃合を推進せんとするものであります。また、これにより在外公館の種類別、地域別に五十音順に配列し、体系的に整理したものであります。
さらに、この法律案においては、在南イエメン及び在モーリシアスの各大使館並びに在アンカレッジ領事館の新設を規定いたしております。南イエメン及びモーリシアスは、それぞれ最近独立した国であり、これらと外交関係を設けるためのものであります。また、近年わが国とアメリカのアラスカ州との間の経済関係が著しく増進したことに伴い同地に領事館を設けわが国の利益を保護せんとするためのものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

続きまして、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては在外公館に勤務する外務公務員の給与制度を合理化するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の給与額を改めることといたしております。

まず、従来の在勤俸及び加俸の性格を明確にするため、これらを一括して在勤手当に改めることといたしました。

従来の在勤俸に相当するものとしては、今回の改正案において、在勤基本手当と住居手当の二種の手当を設けました。

一般的に申して、世界各地における物価は、毎年、相当に上昇しており、わけでも、住宅費は他の物価に比し急激に騰貴する傾向にあります。

したがって、従来の在勤俸を衣食等の経費に充当するための在勤基本手当と住宅費に充当するための住居手当に分けることにより、一そう現状に即した給与額が支給されるよう、制度を合理化したものであります。

また、従来の加俸については、配偶者加俸を配偶者手当に、館長代理加俸を館長代理手当に、兼勤加俸を兼勤手当にそれぞれ改めることといたしました。

さらに、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第十五条の規定により外国において研修を命ぜられた者に対しては、勉学を中心とするその生活の特殊性にかんがみ、一般在外職員に対して支給される諸手当にかわり、研修員手当を支給することとし、この面においても制度の合理化をはかることといたしました。

次に、昭和四十一年の在勤俸の支給額の改定以来、世界各地の物価の上昇により、在外公館に勤務する外務公務員の生活条件に大きな変動が見られ、また各任地間の給与額にも若干の不均衡が生じてまいりました。他方、最近の国際情勢にかん

がみ、わが国の外交機能の拡充、強化は急務となっており、在外職員をしてその職責遂行を遺憾ならしめるためにも、在外職員の給与の支給額を全体として改善することがぜひとも必要となつてまいつた次第であります。

以上のとおり外交活動強化の一環として、在外公館に勤務する外務公務員の給与制度を合理化し、また給与額を改善するための法的措置といたしまして、この法律案を提出する次第であります。

以上、二件につきまして、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○藤田委員長 次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「繊維製品検査所」を「繊維製品検査所」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。
(通商産業省) 第二十二條の二 通商産業省は、通商産業省の所管行政に係る事務を担当する職員等に対して、その職務を行なうため必要な研修(他の所掌に属するものを除く)を行なう機関とする。

2 通商産業省は、東京部に置く。
3 通商産業省の内部組織は、通商産業省令で定める。

附則
この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

理由

通商産業省の所管行政に係る事務を担当する職員等に対して、その職務を行なうため必要な研修を行なう機関として、通商産業省を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤田委員長 まず、趣旨の説明を求めます。大平通商産業大臣。

○大平通商産業大臣 ただいま提案になりました通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

このたびの改正は、通商産業本省の付属機関として通商産業省設置法の一部を改正し、所要の改正をしようとするものであります。御承知のとおり、通商産業省の行政対象は、変動の激しい経済の分野であり、最近の資本自由化、大型合併、物価等の動向を見ましても事態の進展は急であり、この情勢の中におきまして、内外の高度化する行政需要に対処し通商産業省職員が高度の識見を養うためには研修の充実がぜひとも必要であります。

○藤田委員長 次に、厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案(厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第十三条第六号中「母子」の下に「及び寡婦」を加える。

第二十九条第一項の表中 「人口問題審議会」人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。

「人口問題審議会」人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。

第二十九条第一項の表末審議会の項中、「を調査審議し」を削り、「事務をつかさどる」を「重要事項を調査審議する」に改める。

第二十九条第一項の表中 「医師試験」厚生大臣の諮問に応じて、医師国家試験、医師法(昭和二十三年法律第二十一号)第二十一条第一項に規定する臨床研修及び同法第二十一条第一項に規定する臨床試験に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

このような観点から、従来とも本省においては各種研修を実施してまいりましたが、今後時代の要請する研修を一そう幅広く実施し、職員能力の再開発と資質の向上をはかり、もって本省がその機能を十分に果たしてまいりますためには、この際研修実施の責任体制の確立をはかることが必要であり、このため、かねて建設中であつた研修用施設が完成するのを機会に他の省庁の例にもならい、本省の付属機関として通商産業省設置法を改定したいと考える次第であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

○藤田委員長 次に、厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案(厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第十三条第六号中「母子」の下に「及び寡婦」を加える。

第二十九条第一項の表中 「人口問題審議会」人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。

「人口問題審議会」人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。

第二十九条第一項の表末審議会の項中、「を調査審議し」を削り、「事務をつかさどる」を「重要事項を調査審議する」に改める。

第二十九条第一項の表中 「医師試験」厚生大臣の諮問に応じて、医師国家試験、医師法(昭和二十三年法律第二十一号)第二十一条第一項に規定する臨床研修及び同法第二十一条第一項に規定する臨床試験に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

第二十九条第一項の表中 「医師試験」厚生大臣の諮問に応じて、医師国家試験、医師法(昭和二十三年法律第二十一号)第二十一条第一項に規定する臨床研修及び同法第二十一条第一項に規定する臨床試験に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

第二十九条第一項の表中 「医師試験」厚生大臣の諮問に応じて、医師国家試験、医師法(昭和二十三年法律第二十一号)第二十一条第一項に規定する臨床研修及び同法第二十一条第一項に規定する臨床試験に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

第二十九条第一項の表中 「医師試験」厚生大臣の諮問に応じて、医師国家試験、医師法(昭和二十三年法律第二十一号)第二十一条第一項に規定する臨床研修及び同法第二十一条第一項に規定する臨床試験に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

第二十九条第一項の表中 「医師試験」厚生大臣の諮問に応じて、医師国家試験、医師法(昭和二十三年法律第二十一号)第二十一条第一項に規定する臨床研修及び同法第二十一条第一項に規定する臨床試験に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

第二十九条第一項の表中 「医師試験」厚生大臣の諮問に応じて、医師国家試験、医師法(昭和二十三年法律第二十一号)第二十一条第一項に規定する臨床研修及び同法第二十一条第一項に規定する臨床試験に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

「医師研修審議会」

厚生大臣の諮問に応じて、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する重要事項を調査審議すること。
医療関係者審議会
厚生大臣の諮問に応じて、医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士及び作業療法士の試験並びに医師法第十一條第二号及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二号に規定する実地修練に関する重要事項を調査審議するほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に応じて、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士又は作業療法士の学校又は養成所若しくは養成施設の指定に関する重要事項を調査審議すること。

第二十九条第一項の表歯科医師試験審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会の項を削る。
第二十九条第一項の表薬剤師試験審議会の項を削る。
第二十九条第一項の表精神薄弱者福祉審議会の項を削り、同表中央児童福祉審議会の項中「及び妊産婦その他母性並びに母子家庭」を「妊産婦その他母性、母子家庭及び精神薄弱者」に改める。
第三十六条の七第三号に次のただし書を加える。
ただし、年金保険部の主管に属するものを除く。
第三十六条の八に次の一号を加える。
三 船員保険の保険給付のうち老齢、廃疾、脱退及び死亡に関するもの(葬祭料を除く。)を受ける権利の裁定に関すること。
附則に次の一項を加える。
4 第二十九条第一項の表に掲げる附属機関のうち、児童手当審議会は、昭和四十六年三月三十一日まで置かれるものとする。
(栄養士法の一部改正)
第二条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。
第六条の次に次の一条を加える。
第六条の二 栄養士試験及び管理栄養士試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に栄養士管理栄養士試験委員を置く。
第七條中「外」を「ほか」に、「並びに管理栄養士の登録、養成施設及び試験」を、「管理栄養士

の登録、養成施設及び試験並びに栄養士管理栄養士試験委員」に改める。
(栄養改善法の一部改正)
第三条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。
第十三條第一項中「を調査審議し、」を削り、「事務をつかさどらせる」を「重要事項を調査審議させる」に改める。
(医師法の一部改正)
第四条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第二二條第二項中「医師試験研修審議会」を「医師研修審議会」に改める。
第五章 審議会を「第五章 審議会及び医師試験委員」に改める。
第二六條中「医師国家試験、第二一條第二号に規定する実地修練及び」及び「並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせを削り、「医師試験研修審議会」を「医師研修審議会」に改める。
第二七條から第二九條までを次のように改める。
第二七條 医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に医師試験委員を置く。
2 医師試験委員に必要事項は、政令で定める。
第二八條及び第二九條 削除
第三十條中「医師試験研修審議会の委員」を「医師試験委員」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

(歯科医師法の一部改正)
第五條 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第五章 審議会を「第五章 歯科医師試験委員」に改める。
第二四條を次のように改める。
第二四條 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に歯科医師試験委員を置く。
2 歯科医師試験委員に必要事項は、政令で定める。
第二八條中「審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「掌る」を「つかさどる」に、「当つて」を「当たつて」に改める。
(歯科衛生士法の一部改正)
第六條 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第二一條第三項中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「外」を「ほか」に、「掌らせる」を「つかさどらせる」に改める。
第二二條の二中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「当つて」を「当たつて」に改める。
(歯科技工法の一部改正)
第七條 歯科技工法(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第二二條第三項中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に改める。
第十三條中「歯科医師試験審議会又は」を「歯科医師試験委員」に、「当つては」を「当たつては」に改める。
(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)
第八條 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項中「第三項」を、「第三項」に、「当つては」を「当たつては」に、「保健婦助産婦看護婦審議会」を「医療関係者審議会」に改め、同条第三項中「当つては」を「当たつては」に、「保健婦助産婦看護婦審議会」を「医療関係者審

議会」に、「以て」を「もつて」に改める。
第二三條を次のように改める。
第二三條 保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験の実施に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に保健婦助産婦看護婦試験委員を置く。
2 保健婦助産婦看護婦試験委員に必要事項は、政令で定める。
第二五條第一項中「掌らせる」を「つかさどらせる」に、「都道府県知事の監督に属する」を「都道府県に」に改め、「(以下試験委員という。)」を削り、同条第二項中「試験委員の組織、委員の任期その他試験委員」を「看護婦試験委員」に改める。
第二六條第一項中「審議会の委員」を「保健婦助産婦看護婦試験委員」に、「試験委員」を「看護婦試験委員」に改め、同条第二項中「審議会」を「医療関係者審議会」に、「聴かなければ」を「きかなければ」に改める。
第二七條中「審議会の委員、試験委員」を「保健婦助産婦看護婦試験委員、看護婦試験委員」に、「掌る」を「つかさどる」に、「当つては」を「当たつては」に改める。
(理学療法士及び作業療法士法の一部改正)
第九條 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「審議会」を「理学療法士作業療法士試験委員」に改める。
第七條第四項中「理学療法士作業療法士審議会」を「医療関係者審議会」に改める。
第五章 審議会を「第五章 理学療法士作業療法士試験委員」に改める。
第十八條を次のように改める。
(理学療法士作業療法士試験委員)
第十八條 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に理学療法士作業療法士試験委員を置く。
2 理学療法士作業療法士試験委員に必要

の登録、養成施設及び試験並びに栄養士管理栄養士試験委員」に改める。
(栄養改善法の一部改正)
第三条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。
第十三條第一項中「を調査審議し、」を削り、「事務をつかさどらせる」を「重要事項を調査審議させる」に改める。
(医師法の一部改正)
第四条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第二二條第二項中「医師試験研修審議会」を「医師研修審議会」に改める。
第五章 審議会を「第五章 審議会及び医師試験委員」に改める。
第二六條中「医師国家試験、第二一條第二号に規定する実地修練及び」及び「並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせを削り、「医師試験研修審議会」を「医師研修審議会」に改める。
第二七條から第二九條までを次のように改める。
第二七條 医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に医師試験委員を置く。
2 医師試験委員に必要事項は、政令で定める。
第二八條及び第二九條 削除
第三十條中「医師試験研修審議会の委員」を「医師試験委員」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

(歯科医師法の一部改正)
第五條 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第五章 審議会を「第五章 歯科医師試験委員」に改める。
第二四條を次のように改める。
第二四條 歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に歯科医師試験委員を置く。
2 歯科医師試験委員に必要事項は、政令で定める。
第二八條中「審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「掌る」を「つかさどる」に、「当つて」を「当たつて」に改める。
(歯科衛生士法の一部改正)
第六條 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第二一條第三項中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「外」を「ほか」に、「掌らせる」を「つかさどらせる」に改める。
第二二條の二中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に、「当つて」を「当たつて」に改める。
(歯科技工法の一部改正)
第七條 歯科技工法(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第二二條第三項中「歯科医師試験審議会の委員」を「歯科医師試験委員」に改める。
第十三條中「歯科医師試験審議会又は」を「歯科医師試験委員」に、「当つては」を「当たつては」に改める。
(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)
第八條 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項中「第三項」を、「第三項」に、「当つては」を「当たつては」に、「保健婦助産婦看護婦審議会」を「医療関係者審議会」に改め、同条第三項中「当つては」を「当たつては」に、「保健婦助産婦看護婦審議会」を「医療関係者審

議会」に、「以て」を「もつて」に改める。
第二三條を次のように改める。
第二三條 保健婦国家試験、助産婦国家試験及び看護婦国家試験の実施に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に保健婦助産婦看護婦試験委員を置く。
2 保健婦助産婦看護婦試験委員に必要事項は、政令で定める。
第二五條第一項中「掌らせる」を「つかさどらせる」に、「都道府県知事の監督に属する」を「都道府県に」に改め、「(以下試験委員という。)」を削り、同条第二項中「試験委員の組織、委員の任期その他試験委員」を「看護婦試験委員」に改める。
第二六條第一項中「審議会の委員」を「保健婦助産婦看護婦試験委員」に、「試験委員」を「看護婦試験委員」に改め、同条第二項中「審議会」を「医療関係者審議会」に、「聴かなければ」を「きかなければ」に改める。
第二七條中「審議会の委員、試験委員」を「保健婦助産婦看護婦試験委員、看護婦試験委員」に、「掌る」を「つかさどる」に、「当つては」を「当たつては」に改める。
(理学療法士及び作業療法士法の一部改正)
第九條 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「審議会」を「理学療法士作業療法士試験委員」に改める。
第七條第四項中「理学療法士作業療法士審議会」を「医療関係者審議会」に改める。
第五章 審議会を「第五章 理学療法士作業療法士試験委員」に改める。
第十八條を次のように改める。
(理学療法士作業療法士試験委員)
第十八條 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に理学療法士作業療法士試験委員を置く。
2 理学療法士作業療法士試験委員に必要

の登録、養成施設及び試験並びに栄養士管理栄養士試験委員」に改める。
(栄養改善法の一部改正)
第三条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。
第十三條第一項中「を調査審議し、」を削り、「事務をつかさどらせる」を「重要事項を調査審議させる」に改める。
(医師法の一部改正)
第四条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
第二二條第二項中「医師試験研修審議会」を「医師研修審議会」に改める。
第五章 審議会を「第五章 審議会及び医師試験委員」に改める。
第二六條中「医師国家試験、第二一條第二号に規定する実地修練及び」及び「並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせを削り、「医師試験研修審議会」を「医師研修審議会」に改める。
第二七條から第二九條までを次のように改める。
第二七條 医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に医師試験委員を置く。
2 医師試験委員に必要事項は、政令で定める。
第二八條及び第二九條 削除
第三十條中「医師試験研修審議会の委員」を「医師試験委員」に、「当つて」を「当たつて」に改める。

な事項は、政令で定める。
第十九条中「審議会の委員」を「理学療法士作業療法士試験委員」に改める。
第二十条を次のように改める。

第二十條 削除

(薬剤師法の一部改正)

第十條 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。
第十三条を次のように改める。

(薬剤師試験委員)

第十三条 試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に薬剤師試験委員を置く。

2 薬剤師試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四条中「審議会の委員」を「薬剤師試験委員」に改める。

第十一条 薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(薬剤師国家試験)に関する事項を除く。」を削る。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)
第十二条 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 精神薄弱者福祉審議会(第四条―第八条)」を「第二章 削除」に改める。
第二章を次のように改める。

第二章 削除
第四条から第八条まで 削除
第十六条第四項及び第二十一条中「審議会」を「中央児童福祉審議会」に改める。

(児童福祉法の一部改正)
第十三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「及び妊産婦」を「妊産婦及び精神薄弱者に改め、同条第七項中「児童」の下に「及び精神薄弱者」を加え、「玩具」を「かん具」に改める。

第九条第一項中「四十五人」を「五十五人」に改

め、同条第三項中「児童の保護、保健その他」を「児童又は精神薄弱者の」に、「夫々」を「それぞれ」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表薬剤師試験審議会の項を削る改正規定並びに第十条及び第十一条の規定は昭和四十四年九月一日から、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表表養審議会の項の改正規定、同表中医師試験研修審議会の項を改める改正規定並びに同表歯科医師試験審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会の項を削る改正規定並びに同法第三十六条の七第三号にただし書を加える改正規定及び同法第三十六条の八に一号を加える改正規定並びに第二条から第九条までの規定は昭和四十四年十一月一日から施行する。

理由

児童手当に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省の附属機関として、児童手当審議会を設置するとともに、行政の効率化及び簡素化を図るため、医師、歯科医師等の試験に関する事務を試験委員につかさどらせ、現にこれらの事務をつかさどっている審議会の整理等を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤田委員長 ます、趣旨の説明を求めます。斎藤厚生大臣。

○斎藤厚生大臣 たい、ま議題となりました厚生省設置法等の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

改正の第一点は、厚生省の附属機関として、新たに児童手当審議会を設置することであり、児童手当制度につきましても、従来から児童手当審議会において学識経験者により検討を進めて

まいりましたが、同懇談会の昨年十二月の報告にも述べられておりますとおり、今後さらに正式な機関で調査審議していく必要があるため、児童手当審議会を設置することとしたのであります。

なお、この審議会の設置期限は、昭和四十六年三月末までの二年間といたしております。

改正の第二点は、既存の審議会の整理統合を行なうことであり、

審議会の整理統合につきましては、従来から行政の効率化、簡素化という観点から検討してきたところでありますが、今回は、医師、歯科医師、保健婦、助産婦、看護婦、理学療法士及び作業療法士の試験の実施に関する事務を別に設ける試験委員につかさどらせるとともに、新たに医療関係者審議会を設置してこれらの試験に関する重要事項等を調査審議させることとして、現にこれらの事項を取り扱っている関係の審議会の整理を行なうこととしたのであります。なお、薬剤師、栄養士等についても、それぞれ試験委員制度を設け、ほぼ同様の整理を行なうこととしたのであります。

また、精神薄弱者の福祉に関する行政の一元化をはかるため、精神薄弱者福祉審議会を中央児童福祉審議会に統合し、従来精神薄弱者福祉審議会において調査審議していた事項を中央児童福祉審議会において調査審議することとしたのであります。

改正の第三点は、所掌事務に関する改正であります。児童家庭局の所掌事務として、福祉に欠ける寡婦の福祉をはかることを加え、また、社会保険庁の医療保険部で所掌していた船員保険に關する事務のうち、年金給付の裁定事務を年金保険部で所掌することとしたのであります。

なお、施行期日は、公布の日からとしておりますが、試験審議会の整理に関する規定は、従来の審議会の委員の任期、試験の実施時期等を考慮して、九月一日または十一月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○藤田委員長 次に、宮内庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

宮内庁法の一部を改正する法律案

宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「臨時皇居造営部を削る。」
第一条の八中「(臨時皇居造営部の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第八条第一項及び第二項中「下総御料牧場」を「御料牧場」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 御料牧場は、栃木県に置く。
第十条中「下総御料牧場」を「御料牧場」に改める。

附則

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第十条の改正規定は、同日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

皇居造営事業の完了に伴い、臨時皇居造営部を廃止するとともに、御料牧場移転のため、御料牧場の名称及び位置を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○藤田委員長 ます、趣旨の説明を求めます。床次

総理府総務長官。

○床次國務大臣 ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

改正の第一点は、臨時皇居造営部を廃止することとあります。

皇居造営につきましては、これに関する閣議決定に基づき、兩陛下のお住まいの造営、新宮殿の造営及び皇居東側地区の整備を目的として、昭和三十五年から着手いたしました。昭和三十三年十一月に落成、また皇居東側地区も一応の整備を終わり、昭和四十三年十月から「皇居東御苑」として一般に公開されるに至っております。したがって、皇居造営事業はここに完了し、その目的を達しましたので、この際、臨時皇居造営部を廃止しようとするものであります。

改正の第二点は、下総御料牧場の名称及び位置を改めることとあります。

現在、下総御料牧場は千葉原成田市三里塚地区に所在いたしますが、昭和四十一年七月の閣議決定により新東京国際空港が同地区に建設されることになったため、同牧場は栃木県に移転することとなりました。これに伴いまして下総御料牧場の名称を「御料牧場」に、位置を「栃木県」に改めようとするものであります。

なお、新牧場の建設業務は、新東京国際空港公団によって進められており、本年秋ごろには移転の予定であります。現時点において移転の期日を確認いたしかねますので、牧場に関する改正規定の施行日は、別途政令で定められるようお願いいたします。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○藤田委員長 次回は、来たる二十日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本

日は、これにて散會いたします。
午前十一時十七分散會